

コンベンション開催支援事業 登録要綱

(目的)

第1条 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という）は、沖縄県内におけるコンベンションの開催を促進するため、予算の範囲内で支援金を支払うものとし、対象となるコンベンションの登録に関し必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で対象とするコンベンションとは、協会・学会・国内（国際）機関・団体等が主催する学術的、技術的な研究発表を目的とした国際会議・学術会議等を指す。

2 「参加者」とは、オンライン参加者、外部委託による運営事務局、ツアー添乗員等を含まないものとする。

(登録対象)

第3条 支援金の登録対象となる事業者（以下「登録対象事業者」という）は、コンベンションの主催者又は主催者から委託を受けた者とする。

2 支払い対象となるコンベンション（以下「対象コンベンション」という）は、2025年4月1日～2027年2月末日までに開催されるコンベンションとし、次の各号の条件を満たすものとする。ただし、沖縄県が政策推進の観点から特に必要と認める場合は、この限りではない。

(1) 国内会議

以下の①～⑤全てを満たすもの。

- ① 沖縄県外（海外含む）から100名以上の参加者があること
- ② 開催期間が2日間以上であること
- ③ 会議開始日が各年度4月1日～2月末日の範囲であること
- ④ 沖縄での開催が未決定であること
- ⑤ 下記の項目のうちいずれか2つ以上当てはまること
 - ア. 懇親会を予定している
 - イ. エクスカーションを予定している
 - ウ. 一般市民向けプログラムを予定している
 - エ. 県内企業と連携したプログラムを予定している
 - オ. サステナブルな取組を予定している。
 - カ. 沖縄県内に主催関係者（ローカルホスト）がいる

(2) 国際会議

以下の①又は②を満たすもの

- ① 以下の項目全てを満たすもの
 - ア. 3カ国以上の国での開催実績がある、もしくは開催予定があること

- イ. 定期的に開催されていること
- ウ. 総参加者数 50 名以上であること
- エ. 会議開始日が各年度 4 月 1 日～2 月末日の範囲であること

② 以下の項目全てを満たすもの

- ア. 沖縄県外から 100 名以上、かつ、そのうち海外から 50 名以上の参加者があること
- イ. 開催期間が 2 日以上であること
- ウ. 日本を含む 3 カ国以上の国からの参加があること
- エ. 会議開始日が各年度 4 月 1 日～2 月末日の範囲であること
- オ. 沖縄での開催が未決定であること

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は支払いの対象としない。

- (1) 政治目的、又は宗教目的であるもの
- (2) 主催者が国、地方公共団体及びそれに準ずる団体であるもの
- (3) 開催地の持ち回り制などにより定期的な沖縄開催が決定しているもの
- (4) OCVB が実施する、当事業以外の支援金事業にすでに申請を行い、支援金支払決定通知書を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体等からコンベンション開催について一部助成を受けているもの。
ただし、科研費などの研究事業全体に助成されているものはこの限りではない
- (6) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者（以下「暴力団の構成員等」と略記）
- (8) 暴力団の構成員等の統制の下にある企業又は団体
- (9) その他、支援金を支払うことが不適切と判断されるもの

（支援金の支払い額）

第 4 条 支援金は以下に定める額とする。

参加者数（沖縄県外・海外）	支援金の支払い額
50 人以上 100 人未満（※国際会議のみ）	50 万円
100 人以上 300 人未満	100 万円
300 人以上 500 人未満	200 万円
500 人以上 1,000 人未満	300 万円
1,000 人以上 1,500 人未満	400 万円
1,500 人以上 2,000 人未満	500 万円
2,000 人以上 3,000 人未満	600 万円

3,000人以上5,000人未満	800万円
5,000人以上	1,000万円

(登録申請)

第5条 対象コンベンションの登録申請をしようとする者は、会議を開始しようとする日の前年度の8月31日までに、次の各号の書類をOCVB会長に提出しなければならない。

- (1) 登録申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 事業収支予算書(様式第3号)
- (4) その他参考となる書類

(審査)

第6条 OCVB会長は、下記の場合において、登録の可否、支払予定額について審査を行う。

- (1) 前条の提出があった場合
 - (2) 次条により登録の通知を受けたコンベンションの開催期間が翌年度以降に変更となった場合
- 2 審査に際しては、必要に応じてヒアリングを行うことがある。
 - 3 審査の内容は非公開とする。

(審査結果及び支援金支払予定額の通知)

第7条 OCVB会長は、前条による審査の結果、その申請内容が適当であると認めるときは登録及び支援金の支払い予定額(以下「支払予定額」という)を決定し、その申請内容が適当でないと認めるときは登録しないことを決定し、それぞれ様式第4号及び様式第4-2号にてその旨を通知する。

- 2 前項の支払予定額は予定額であって、実際に支払う額については、実績報告書に基づいて決定するため、支払予定額とは異なることがある。
- 3 審査結果通知書発行後、支払予定額を超えての支払いは、いかなる理由があっても行うことができない。

(開催地決定の報告)

第8条 前条の規定による通知を受けた者(以下「支払予定事業者」という)は、開催地が決定した場合、速やかにOCVBに報告しなければならない。

(登録申請の取下げ)

第9条 支払予定事業者は、登録申請の取下げをする場合は、速やかに登録取下げ届出書(様式第5号)をOCVB会長に提出しなければならない。

(登録内容の変更)

第10条 支払予定事業者は、支払い対象となるコンベンションの開催に係る事業(以下「支払予定対象事業」という)において、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに登録内容変更届出書(様式第6号)をOCVB会長に提出しなければならない。

- (1) 県外・海外からの参加予定者数が大幅に増減する場合。
- (2) 開催期間に変更が生じる場合。

なお、開催期間が翌年度以降に変更となった場合は、本要綱第5条～第7条の規定に基づき取扱う。

(登録の抹消)

第11条 OCVB会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は登録を抹消することができる。

- (1) 対象コンベンションが、第3条第2項に定める要件を満たさないことが明らかになった場合
- (2) 対象コンベンションが、第3条第3項に定める要件のいずれかに該当することが明らかになった場合
- (3) 対象コンベンションの他都市での開催が決定した場合
- (4) 支払予定事業者が取り下げ申請を行った場合

(催事情報の公開)

第12条 OCVB及び沖縄県は、コンベンション開催支援事業の実績として、支払決定事業者が開催したコンベンションの概要の一部(催事名、開催期間、開催場所、参加者数・内訳)を公表することができる。

(書類の管理)

第13条 支払決定事業者は、本事業に係る関係書類(申請書類・OCVBより交付された書類)を、支払対象事業を完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(個人情報の管理)

第14条 取得した個人情報については、本事業の範囲内でのみ使用する。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については、沖縄県とOCVBが協議して決定する。

- 2 本要綱に定める提出書類は、原本の郵送もしくは電子メールによる提出とする。
- 3 但し、本支援事業への登録については、沖縄県の次年度当初予算成立を前提と

した年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じるものである。沖縄県議会において当初予算案が否決された場合は、登録の取り消しを行うことがある。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和3年12月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和4年8月29日から施行する。
- 4 この要綱は、令和5年4月27日から施行する。
- 5 この要綱は、令和6年3月22日から施行する。